

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和3年1月29日(金)

午前8時30分 解禁

担当

職業安定部職業安定課

課長 草木 一之

課長補佐 眞田 義信

電話 075-241-3268 (ダイヤル)

## ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について(令和2年12月分まで)

厚生労働省では、平成27年度から全国のハローワーク（公共職業安定所）において「マッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」を実施し、サービスの質の向上を図るとともに就職支援の強化に努めています。

京都労働局及び管下各ハローワークでは、令和2年度における主要3指標（就職件数、充足件数、雇用保険受給者の早期再就職件数）について別紙のとおり目標設定していますが、令和2年度12月までの実績をとりまとめましたので公表いたします。

< 12月までの取組の進捗状況（京都労働局計） >

1. 就職件数（常用）

16,864件（12月までの目標達成率：78.5%）

2. 求人充足件数（常用）

16,495件（12月までの目標達成率：78.3%）

3. 雇用保険受給者の早期再就職件数

7,201件（11月までの目標達成率：101.3%）

※「雇用保険受給者の早期再就職件数」は集計がひと月遅れとなるため今回は11月分となります。

令和2年度 京都労働局管内各公共職業安定所における目標値・実績一覧（令和2年12月）

●就職件数（常用（※1））

安定所	項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		6,334	4,587	72.4%	▲ 1,747	8,390	54.7%
京都七条所		5,093	3,850	75.6%	▲ 1,243	6,706	57.4%
伏見所		1,990	1,788	89.8%	▲ 202	2,595	68.9%
宇治所		2,057	1,594	77.5%	▲ 463	2,635	60.5%
京都田辺所		1,662	1,367	82.3%	▲ 295	2,191	62.4%
福知山所		1,967	1,574	80.0%	▲ 393	2,604	60.4%
舞鶴所		1,194	1,127	94.4%	▲ 67	1,639	68.8%
峰山所		1,192	977	82.0%	▲ 215	1,562	62.5%
京都労働局		21,489	16,864	78.5%	▲ 4,625	28,322	59.5%

●充足件数（常用（※1））

安定所	項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		6,987	5,214	74.6%	▲ 1,773	9,272	56.2%
京都七条所		4,675	3,307	70.7%	▲ 1,368	6,093	54.3%
伏見所		2,306	2,078	90.1%	▲ 228	3,026	68.7%
宇治所		2,082	1,625	78.0%	▲ 457	2,721	59.7%
京都田辺所		1,069	903	84.5%	▲ 166	1,403	64.4%
福知山所		1,857	1,567	84.4%	▲ 290	2,489	63.0%
舞鶴所		990	944	95.4%	▲ 46	1,407	67.1%
峰山所		1,091	857	78.6%	▲ 234	1,424	60.2%
京都労働局		21,057	16,495	78.3%	▲ 4,562	27,835	59.3%

●雇用保険受給者の早期再就職件数（※2）

安定所	項目	11月までの目標目安値	11月までの実績累計値	11月までの目標目安値 に対する達成率	11月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		2,311	2,408	104.2%	97	3,188	75.5%
京都七条所		1,624	1,633	100.6%	9	2,263	72.2%
伏見所		936	998	106.6%	62	1,296	77.0%
宇治所		721	675	93.6%	▲ 46	1,001	67.4%
京都田辺所		552	540	97.8%	▲ 12	791	68.3%
福知山所		405	398	98.3%	▲ 7	549	72.5%
舞鶴所		232	250	107.8%	18	326	76.7%
峰山所		326	299	91.7%	▲ 27	444	67.3%
京都労働局		7,107	7,201	101.3%	94	9,858	73.0%

※1 雇用契約において期間の定めがないか、又は4箇月以上の雇用期間が定められているものをいう（季節労働者を除く）。

※2 雇用保険受給者が所定給付日数の3分の2以上を残して再就職した件数（他の指標と比べて集計がひと月遅れとなります）。